

(介護予防) 訪問リハビリテーション事業所

パークヒルズ高塚 重要事項説明書

1 事業所について

法人名 医療法人 誠仁会
法人所在地 三重県鈴鹿市平田1丁目3番7号
電話番号 (059) 378-1417
代表者氏名 理事長 田中 彩子
設立年月日 昭和63年4月1日

2 事業所の概要

事業所の種類 指定訪問リハビリテーション事業所
平成20年6月1日三重県指定
事業所の名称 訪問リハビリテーション事業所 パークヒルズ高塚
事業所の番号 2450380049号
事業の目的 要介護状態にあり、主治医が訪問リハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し、訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。
事業所の所在地 三重県鈴鹿市高塚町字北新地2036
電話番号 (059) 375-5595
管理者氏名 重光 やよい
事業所の運営方針 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者の居宅において、必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう支援する。また実施にあたっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの連携を密にし、サービスの提供に努めるものとする。
開設年月日 平成20年6月1日

3 事業実施地域及び営業時間

通常の事業実施地域 鈴鹿市 亀山市 四日市市
営業日及び営業時間 月～金（年末年始を除く）午前8時30分から午後5時30分

4 職員の体制

医師 3名（常勤専従2名・非常勤専従1名）※老健パークヒルズ高塚医師と兼務
理学療法士・作業療法士 4名（常勤専従1名・非常勤専従3名）

5 サービス内容

- ①基本的動作訓練（歩行、座位保持等）
- ②ADLの維持、向上訓練
- ③個々の住宅環境を利用した日常生活活動向上訓練
- ④住宅改修の助言
- ⑤福祉用具、自助具等の選択、利用方法の指導
- ⑥家族指導

6 サービス利用料金

※基本サービス

- ・訪問リハビリテーション費 …………… 308単位/回（要介護判定）
…………… 298単位/回（要支援判定）

※その他サービス

- ・リハマネジメント加算 …………… （イ）180単位/日
…………… （ロ）213単位/日
- ・短期集中リハビリ加算 …………… 200単位/日
退院、退所もしくは認定日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを実施した場合に加算されます。
- ・移行支援加算 17単位/日
- ・サービス提供体制強化加算Ⅰ …………… 6単位/回
- ・訪問リハビリ計画診療未実施減算 …………… -50単位/回
事業所の医師が診療を行っていない利用者に対し、訪問リハビリを行った場合に減算します。
- ・12月超減算（介護予防のみ） …………… -30単位/回
介護予防訪問リハビリテーションを利用から、起算して12月を超える場合、1回につき減算されます。
- ・退院時共同指導加算 …………… 600単位/回（退院時1回のみ算定）
入院中の者が退院するにあたり、訪問リハビリテーション事業所の職員が退院前カンファレンスに参加した場合に算定します。
- ・処遇改善加算 …………… 1.5%/月
職員の賃金向上やスキル向上、職場環境改善を目的
（基本報酬及び各種加算・減算に加算率を乗じたもの）

★地域区分（6級地）・・・1単位＝10.33円

1月あたりの利用単位合計を円に換算し、自己負担割合に応じた金額を利用料金としてお支払いいただきます。

7 利用料金のお支払い方法

毎月末締めで請求いたします。お支払い方法はご指定の銀行口座より自動引落しいたします。

百五銀行をご指定の場合・・・・・・・・・・毎月12日引落し

百五銀行以外をご指定の場合・・・・・・・・・・毎月27日引落し

8 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う理学・作業療法士、言語聴覚士

サービス提供時に、担当の理学・作業療法士、言語聴覚士を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の理学・作業療法士、言語聴覚士が交替してサービスを提供します。

(2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の交替

① ご利用者(ご契約者)からの交替の申し出

選任された理学・作業療法士・言語聴覚士の交替を希望する場合には、当該理学・作業療法士、言語聴覚士が業務上不適當の認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して理学・作業療法士、言語聴覚士の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者(ご契約者)から特定の理学・作業療法士、言語聴覚士の指名はできません。

② 事業者からの理学療法士・作業療法士、言語聴覚士の交替

事業者からの都合により、理学・作業療法士、言語聴覚士を交替することがあります。理学・作業療法士、言語聴覚士を交替する場合は、ご利用者(ご契約者)及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

ご利用者(ご契約者)は「5 サービス内容」で定められたサービス以外の業務を事業主に依頼することはできません。

② 訪問リハビリテーションサービスの実施に関する指示・命令

訪問リハビリテーションサービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

ただし、事業者は訪問リハビリテーションの実施にあたってご利用者(ご契約者)の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問リハビリテーション実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日にご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 理学療法士・作業療法士の禁止行為

理学・作業療法士はご利用者に対する訪問リハビリテーションサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

① 医療行為

② ご利用者(ご契約者)もしくはその家族からの金品等の授受

③ ご利用者(ご契約者)の家族に対する訪問リハビリテーションサービス

④ 飲酒及び喫煙

⑤ ご利用者(ご契約者)若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥ その他ご利用者(ご契約者)若しくはその家族等に行う迷惑行為

9 事故発生時の対応について

訪問リハビリサービスの提供により、事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族に連絡するものとします。また「事故取扱手順」に基づき必要な措置を講じるものとします。当事業所は、事故防止に努め、安全かつ適切な訪問リハビリサービスの提供体制を確立することを目的に、事故防止対策委員会を設置し、事故の防止策の検討及び研究等に努めます。

10 秘密の保持及び個人情報の保護

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び保証人から、予め同意を得た上で行なうこととします。

① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

② 居宅介護支援事業所等との連携

③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等

⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

⑥ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

1 1 要望又は苦情の申出

(1) 当事業所に対する要望及び苦情は、迅速かつ適切に対応いたしますので、次の窓口に出して下さい。(担当 主任及び総務課長) TEL (059) 375-5595

(2) 要望及び苦情を受け付けた場合は、「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき処理体制手順に従って、対応いたします。

また、当施設窓口以外にサービス内容の要望や苦情について、各市町保険者や、三重県国民健康保険連合でも相談することができます。(ご利用者のお住まいになられる保険者によって相談窓口は異なります。)

保険者（鈴鹿市・亀山市）：鈴鹿亀山地域広域連合介護保険課

〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号鈴鹿市役所西館 3 階

TEL 059-369-3200

（四日市市）：四日市市役所介護保険課

〒510-8601 四日市市諏訪町 1 番 5 号

TEL 059-354-8104

三重県国保連合会：三重県国民健康保険連合会介護保険課介護保険係

〒514-8553 津市桜橋二丁目 96 番地

TEL 059-222-4165